

**公益財団法人 スズキ財団**  
**理事、監事及び評議員に対する報酬等及び費用に関する規程**

(目的)

第1条 この規程は、定款第17条第3項及び第35条第3項の規定に基づき、本財団の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）に対する報酬等及び費用について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であってその名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(2) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、日当、旅費等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(非常勤の役員等に対する報酬等の額及び支給方法)

第3条 非常勤の役員等に対する報酬等の額は、**別表第1**に定めるとおりとする。ただし、**別表第1**に基づき支給する一人当たりの年額が12万円を超えることとなるときは、当該者に対する当該超える部分に相当する金額は、支給しない。

2 前項の報酬等は、毎年度末までに振込みにより支給する。

3 第1項の規定にかかわらず、スズキ（株）の役員（社外役員を除く。）に対しては、**別表第1**に基づく報酬等は支給しない。

(常勤の理事に対する報酬等の額及び支給方法)

第4条 常勤の理事の報酬等の額は、年額1千万円を超えない範囲で評議員会が決定するものとし、月額に相当する額を、毎月一回、振込みにより支給する。

(役員等の出張時の日当等)

第5条 役員等が職務として出張する場合は、**別表第2**及び**別表第3**に定める日当等を支給する。

2 前項の日当等は、次条に規定する費用の請求があったときに、遅滞なく支給する。ただし、前払を要するものについては、出張前に支給する。

(評議員に対する年間の支給総額)

第6条 評議員の全員に対する第3条第1項及び前条第1項の規定に基づく支給額の合計額が、定款第17条第1項に定める総額を超えることとなるときは、当該超える部分については、支給しない。

(費用)

第7条 役員等がその職務を行うために要する費用については、実費相当額を、本人から請求があったときに、遅滞なく支払う。

(規程の変更)

第8条 この規程の変更は、評議員会の決議によるものとする。

附則（施行期日）

この規程は、平成24年4月1日より施行する。

（改定期日）

この規定は、平成31年2月15日に改定する。

この規定は、令和2年2月21日に改定する。

### 別表第1

非常勤の役員等に対する報酬等の額

報酬等の額 100,000 円 (年額、源泉税別)

日当 評議員会又は理事会に出席したときに、一人1回当たり、15,000 円 (源泉税別)

### 別表第2

役員等の国内出張時の日当等

日当 一人1日当たり、5,000 円

宿泊費 実費

### 別表第3

役員等の外国出張時の日当等

日当 指定都市：一人1日当たり、5,400 円

甲地方：一人1日当たり、4,700 円

乙地方：一人1日当たり、4,300 円

宿泊費 実費

支度金 120,000 円 (一人1回、初回のみ支給)

1. 指定都市とは、南欧・東欧を除くヨーロッパ、ロシア、ニューヨーク市、ワシントン D.C を言う。

南欧・東欧：ポルトガル・スペイン・ギリシャ・  
旧ヨーロッパ共産圏を言う。

2. 甲地方とは、乙地域及び指定都市以外の地域 (本邦を除く) を言う。

3. 乙地方とは、アジア地域 (本邦を除く) 及び アフリカ地域を言う。